平成26年3月11日

一般の中小企業退職金共済制度における 今後の付加退職金の取扱いについて(案)

> 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度において、累積欠損金が 平成24年度に解消した中で、今後の付加退職金の取扱いについて検討 を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下 記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度(以下「一般中退」という。)は、 単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で 加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、 多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。 このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確 保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定 した制度として維持されていくことが必要である。
- 2 こうした中、一般中退における累積欠損金は解消したものの、過去には多額の累積欠損金が存在したところである。

累積欠損金が存在すれば、制度の財政的安定性という観点から、制度の信頼性を損ね、ひいては、加入者の減少を招くおそれもあり、今後の一般中退の運営に当たっては、累積欠損金の発生を防止するための取組が求められる。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等において、独立行政法人勤労者退職金共済機構は金融業務を行う法人として位置付けられるとともに、累積欠損金が生じないよう、実効性あるリスク管理体制の整備等が求められていることにも留意する必要がある。

- 3 一方で、これまで一般中退においては、累積欠損金の計画的かつ 早期の解消が重要な課題であったことを踏まえた対応を行ってきた ところであるが、累積欠損金が解消した中で、一般中退において一 定の利益が生じた場合には、累積欠損金の防止に向けた取組を行い つつ、付加退職金の支給を行うことも求められる。
- 4 以上を踏まえ、今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。
 - (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円(**)を積み立てることとし、毎年度の目標額(以下「単年度目標額」という。)は600億円とする。
 - (2) (1) を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な 取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
 - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
 - (3) (1) 及び(2) の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。
 - (※) 平成19·20年度における金融情勢の急激な悪化による欠損金の発生を踏まえ、 同様の金融情勢の想定の下で算定される累積欠損が発生しない剰余金の水準 (責任準備金比9%)を、平成29年度末時点の責任準備金推定値(3兆9,000 億円)に乗じたもの。

平成26年度の 付加退職金支給率について



厚生労働省発基0311第1号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成14年政令第292号)第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の 意見を求める。

平成26年3月11日

厚生労働大臣 田村 憲久

記

平成26年度に係る中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成14年政令第292号)第2条第1項第3号ロ(1)の支給率を0.0182とすること。

付加退職金について

被共済者に対して支給される退職金=「基本退職金」+「付加退職金」

<基本退職金>

掛金月額及び掛金納付月数に応じた額

- <付加退職金>(退職時に掛金納付月数が43か月以上の場合) 「計算月(注1)に退職したものとみなした場合の基本退職金の額に、計算月 の属する年度に係る支給率(注2)を乗じて得た額」(各年度分)の合算額
- (注1) 掛金納付月数が「43か月」又は「43か月+12か月の整数倍」となる月
- (注2) 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、次の式による率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。

平成25年度運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき 部分の額として算定した額(※1)

平成 26 年度の 支給率の基準

平成26年度における仮定退職金額の総額(※2)

- ※1 平成 25 年度における一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の 損益計算における利益の見込額の 2 分の 1
- ※2 すべての被共済者が平成 26 年度中の計算月に退職したと仮定した場合の 退職金額の合計

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位:億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (安全率を加味 した見込み)
大 对	6, 217	5, 198	5, 631	6) 308	5, 459
掛金収入等	4, 294	4, 668	4, 909	3, 612	3, 649
運用収入等	1, 870	467	662	2, 596	1, 750
その他	53	63	09	101	09
文 出	4, 681	5, 299	5, 315	4, 029	4, 092
退職金支出等	4, 307	3, 829	3, 797	3, 820	3, 725
責任準備金等の増	312	1, 178	1, 466	159	314
運用費用等	9	245	9	2	4
その他	57	46	46	45	49
当期損益金	1, 536	101 ∇	316	2, 279	1, 367
累積欠損金/累積剰余金	△ 1,956	△ 2, 057	△ 1,741	539	1, 906

(注) 平成25年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

平成25年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

平成25年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に 同年12月~平成26年3月の推計値を加算した。推計値につい ては、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から平成26年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

平成25年12月末時点で保有している資産及び平成26年 1~3月に購入予定の資産について、平成26年1月~3月の 利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

(2)委託運用

平成26年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率:資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

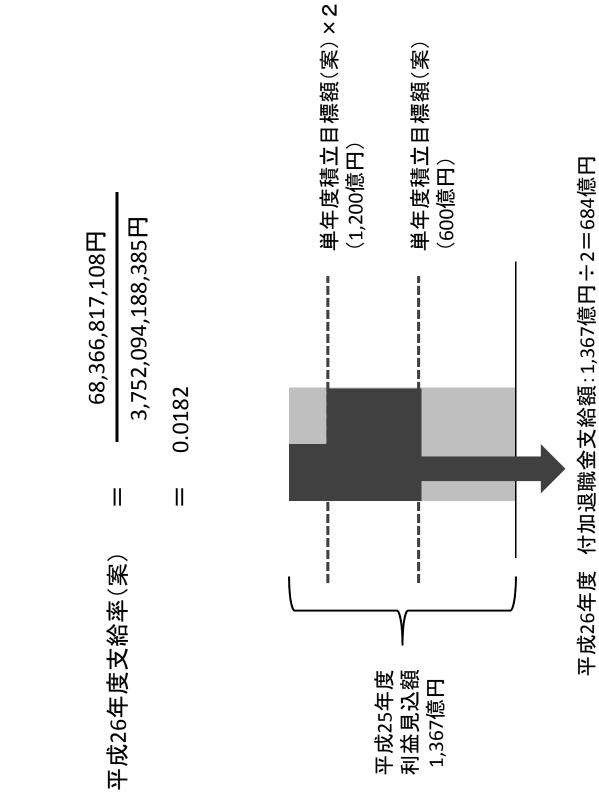
3月の収益率:資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の

「平均値」及び「標準偏差」を用いて、

「3月の収益率」=「平均値」-「標準偏差」×2

として、安全率を加味して推計した。

平成26年度の付加退職金支給率について



付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

1. 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

退職金を分割して支給する場合は、退職金を支給する期間における予定運用利回り (年1%)から算定された率に厚生労働大臣の定める率を加えたものを乗じて得た額を 支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [0]

2. 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、 残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して 支給することとしており、本告示で1の率を基に当該利率を定めるもの。

[1%]

3. 中小企業退職金共済法第28条第1項の厚生労働大臣の定める率を定める件

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金には、当該通算する期間における予定運用利回り(年1%)から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じることとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [過去勤務期間に応じて 0.00~0.04]

- 4. 中小企業退職金共済法第30条第2項第2号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り(年1%)に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの(ただし、過去の経過措置適用者は除く)。

 [1.67%]
- 5. 確定給付企業年金法附則第28条第3項第1号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、 掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り(年1%)に厚 生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することと しており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.67%]
- 6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律附則第36条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り(年1%)に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.67%]

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

1 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令(昭和 39 年政令第 188 号)第2条第1号及び第2号の規定に基づき、平成25年4月1日前に退職した被共済者であって平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成25年4月1日以後平成26年4月1日前に退職した被共済者であって平成26年8月1日から平成27年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成26年4月1日以後平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率は、0とする。

2 中小企業退職金共済法第 13 条第 2 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第13条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日前に退職した被共済者であって平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成25年4月1日以後平成26年4月1日前に退職した被共済者であって平成26年8月1日から平成27年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成26年4月1日以後平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年1パーセントとする。

3 中小企業退職金共済法第28条第1項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第28条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から同年9月30日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年10月1日から平成27年3月31日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

	過去勤務期間の年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 26 年4月1日から同年9 月 30 日までの間に退職金共済 契約の効力が生じた場合	0.00	0. 00	0. 02	0. 02	0. 02	0. 02	0. 03	0. 03	0. 04	0. 04
	平成26年10月1日から平成27 年3月31日までの間に退職金 共済契約の効力が生じた場合	0. 00	0. 00	0. 00	0. 02	0. 02	0. 02	0. 02	0. 03	0. 03	0. 04

4 中小企業退職金共済法第30条第2項第2号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第30条第2項第2号イの規定に基づき、平成26年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年1.67パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成14年政令第292号)第10条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣の定める利率は、年0パーセントとする。

5 確定給付企業年金法附則第28条第3項第1号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号) 附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 26 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 1.67 パーセントとする。

6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律附則第36条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律(平成25年法律第63号)附則第36条第3項第1号及び第8項の規定に基づき、 平成26年度に係る同条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率は、年1.67 パーセントとする。